

第 4 章 自損補償不担保に関する特約

(特約の適用)

第 1 条 この特約は、共済契約者が対人共済契約締結時に、自損補償不担保の申し込みを行うことにより適用します。

2. 自損補償条項不担保の申し込みは、対人共済契約の全車両とします。

(自損補償条項の不適用)

第 2 条 本組合は、この特約により、自動車共済約款第 2 章自損補償条項を適用しません。

(共済掛金の額)

第 3 条 自損補償条項を不適用とした場合の共済掛金は、共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定める基本共済掛金表（別表 1）の対人（自損補償不担保）によるものとします。

附 則

1. この特約は、平成 25 年 7 月 1 日（行政庁認可の日）から施行し、平成 25 年 8 月 1 日以降に始期を有する契約から適用する。